

登別市森林整備地域活動支援交付金実施要領

第1 趣旨

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。

一方、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第12条第2項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定している。

このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じ森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、既存の作業道等の作業路網を改良して丈夫で簡易な作業道に転換する「作業路網の改良活動」の地域における活動（以下「地域活動」という。）の確保を図ることとする。

第2 森林整備地域活動支援の基本的考え方

1 基本的考え方

- (1) この要領においては、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の規定に基づき認定された森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の対象とされている森林において、森林施業の実施の基盤となる作業路網について、点検、改良を行い丈夫で簡易な作業道に転換されるよう、交付金の交付の対象となる森林（以下「対象森林」という。）、交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）、交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）等を定める。
- (2) 交付金の交付は、森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）による計画的かつ一体的な森林施業の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

2 森林整備地域活動支援の推進上の留意点

適時適切な森林施業の継続的な実施を通じ、森林の有する多面的機能を確保していくためには、地方公共団体の果たす役割が重要であることから、国と地

方公共団体が緊密な連携の下に、森林整備のための地域活動を支援していくことが必要である。

第3 交付金の仕組み

市長は、対象森林において第5の3の協定に基づき協定期間内を通じて地域活動を行った交付対象者に対し交付金を交付するものとする。

第4 対象森林

対象森林は、次の（1）及び（2）の森林とする。

（1）森林経営計画の対象とする森林（森林施業計画の対象となっている森林であって平成24年度中に森林経営計画に切り替える森林を含む）

（2）森林施業計画の対象とする森林のうち集約化実施計画の対象とする森林
ただし、次に掲げる森林は対象森林から除外する。

1 北海道又は登別市が認定を受けた森林経営計画又は森林施業計画（以下「森林経営計画等という。」）の対象とする森林（当該森林経営計画等が北海道又は登別市以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、北海道又は登別市以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）

2 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた森林経営計画等の対象とする森林（当該森林経営計画等が当該会社以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該会社以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）及び当該会社が所有している森林であって当該会社以外の者が森林経営計画等の認定を受けているもの

4 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が認定を受けた森林施業計画の対象とする森林（当該森林経営計画等が当該法人以外の者と共同して作成されたものである場合にあっては、当該法人以外の者が立木竹の使用又は収益をする権原を有する森林を除く。）及び当該法人が所有している森林であって当該法人以外の者が森林経営計画等の認定を受けているもの

第5 支援の実施

1 交付対象者

交付対象者は、対象森林の森林所有者等（森林経営計画等の認定を受けた森林

所有者等に限る。)であって、地域活動(「作業路網の改良活動」に限る。以下同じ。)の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定(以下第5において「協定」という。)に基づき、森林経営計画等の計画期間を通じて地域活動を行う者とする。

2 対象行為

対象行為は、協定に基づき、森林経営計画等の計画期間を通じて行われる次の地域活動とする。

地域活動	具体的内容
作業路網の改良活動	既設の作業路網の点検を行い、排水不良、路面の洗掘、路肩の崩壊などの発生原因を特定。 点検結果を元に、崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留などの工法により機動的に改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る。

注1) 「作業路網の改良活動」において、改良を伴わない点検は交付の対象としない。

注2) 森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知)第1号の1の(1)のサの規定に定める作業道の開設及び改良が行われた森林作業道又は行われることが確実な森林作業道は、作業路網の改良活動の地域活動の対象外とする。

3 協定

(1) 協定は、地域活動に関し市長と交付対象者との間で締結されるものであって、次のアからコまでの事項を明示して行うものとし、別紙様式1又は別紙様式1の2により締結を行う。

ア 目的

市長と交付対象者が協定を締結する目的について記載する。

イ 対象森林に係る森林経営計画等

対象森林に係る森林経営計画等の認定番号等を記載し、対象となる経営計画等を明らかにする。

ウ 協定の対象とする森林

イの対象森林に係る森林経営計画等の対象とする森林のうち、市長と協定を締結した交付対象者が所有権その他の使用収益権を有する森林であることを記載する。

エ 交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）の所在及び現況

ウの協定の対象とする森林に含まれる6の（2）のア又はイに該当する森林の所在、林齢、面積等を記載する。

オ 交付金の交付の要件等

市長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付することを記載する。

また、対象森林に係る森林経営計画等が複数の森林所有者等が共同して作成した森林経営計画等である場合にあっては、市長が交付対象者に交付金を交付する方法を記載する。

カ 協定の期間

平成25年3月31日までとする。ただし、イの対象森林に係る森林経営計画等の計画期間の終期が平成25年3月31日以前である場合には、当該計画期間の終期までとする。

キ 協定の廃止又は変更の方法

交付対象者が協定の廃止又は変更をしようとする場合の手續を記載する。

ク その他協定の実施に必要な事項

交付対象者は地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影した写真、地域活動に要した経費を証する書類等を整備することを記載する。

また、交付対象者が（3）の代表者に、協定の締結、変更及び廃止並びに運営に関する事務等を委任した場合にあっては、当該代表者の氏名等及び代表者が行う事務等の内容を記載する。さらに、次の（ア）から（ウ）までに掲げる協定の実施に必要な事項を記載することができる。その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合においては、その内容を記載する。

（ア）協定に基づく処分、手續その他の行為は、交付対象者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有すること

（イ）代表者を選出した場合にあっては、その代表者の氏名等並びに代表者が行う事務等の内容

（ウ）交付対象者が交付金に係る事務の一部又は全部を他の者に委託した場合にあっては、委託先及び委託した事務等の内容

(2) 市長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、一の森林経営計画等の対象とする森林のうち当該市町村内に所在する森林ごとに、当該森林経営計画等の認定を受けた森林所有者等（協定を締結できないことにつきやむを得ない相当の理由があると認められるものを除く。）全員と協定を締結するものとする。

なお、複数の森林経営計画等の対象とする森林について、一の協定に含めることができる。

(3) 交付対象者は、協定の対象となる森林経営計画等が複数の森林所有者等が共同して作成している森林経営計画等である場合には、当該協定の締結、変更及び廃止並びに運営に関する事務等を円滑に処理するため、交付対象者の中から代表者を選出し、当該事務等を委任することとする。

また、交付対象者は、交付金に係る事務等の一部又は全部を他の者に委託することができることとする。

(4) (1) のイの「対象森林に係る森林経営計画等」が森林法第12条第1項又は第2項の規定に基づき変更されたことにより、協定を締結している者の変動又は積算基礎森林の減少があった場合には、協定を変更しなければならない。

(5) (1) の協定には、以下の書類を付するものとする。

ア 森林経営計画等に添付された区域図等の写しを基に作成した積算基礎森林の所在を明示した図面

イ 対象森林に係る森林経営計画等の認定書の写し（当該森林経営計画等が森林法（昭和26年法律第249号）第19条第1項の規定の適用により農林水産大臣又は北海道知事が認定したものである場合に限る。）

4 実施状況の報告

交付対象者は、協定に基づき実施した対象行為の実施状況について市長が定めた期日までに、別紙様式第2の実施状況報告書により市長に報告するものとする。ただし、3の(3)の代表者を選出した場合にあっては、当該代表者がそれぞれの交付対象者が行った対象行為の実施状況をまとめて報告するものとする。

5 実施状況の確認

(1) 市長は、3、4に基づき添付された書類等の書類審査及び現地確認により、対象行為の実施状況及び対象行為に要した経費等について確認する。

(2) 市長は、(1)の確認を行うに当たっては、報告に係る対象行為のうち現地確認が必要となる対象行為の総件数のうち無作為に抽出するその10パーセ

ント以上に相当する件数を除き、現地確認を省略することができる。

- (3) 確認事務、確認体制については、森林整備地域活動支援推進交付金実施要領（平成19年3月30日付け18林政企第115号農林水産事務次官依命通知）に定めるものとする。
- (4) 協定に定められた地域活動の実施状況の確認方法については、各対象行為ごとに次のとおり行うものとする。

対 象 行 為	確 認 方 法
作業路網の改良活動	(現地確認) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施に係る書類等で確認

- (5) (1) の確認は、対象行為が実施された年度と同年度内に行うものとする。

6 交付額

- (1) 交付対象者への交付額は、対象森林のうち、第4の対象森林内で行った第5の2の対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に(5)に定める交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

- (2) 積算基礎森林に算入できる森林は、第4の対象森林のうち、協定締結時点において、次のア又はイに掲げる要件に適合する森林（交付金の交付を受ける年度内に治山事業による森林整備が行われた森林又は行われることが確実な森林を除く。）とする。

ア 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官通知）第3の3の規定に基づき作成された森林簿（以下「森林簿」という。）

等に照らして、人工林と判断される森林

イ 森林簿等に照らして、天然林と判断される森林であり、かつ、育成単層林又は育成複層林であると判断される森林

- (3) 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、森林経営計画等に記載された森林の所在場所別の面積の合計とする。

- (4) 積算基礎森林の追加

ア 協定締結後に、森林経営計画等の変更又は森林経営計画等に計画された植

栽等の施業の実施により新たに（２）のア又はイに該当する森林が生じた場合には、協定の変更により当該森林を積算基礎森林に追加することができる。

イ 市長は、アの積算基礎森林の追加を行う場合には、現地調査等による植栽等の施業の実施の確認、変更された森林経営計画等の記載事項等の確認をしなければならない。

（５）交付単価

交付単価は、積算基礎森林の面積１ヘクタール当たり年間４，０００円とする。

７ 交付金の返還等

（１）市長は、交付対象者が協定の廃止をした場合、対象森林の転用等に伴う協定の変更をした場合、協定に違反した場合、協定の期間終了後に森林経営計画等の認定の取消し等があった場合又は作成された森林経営計画に基づく施業が実施されなかった場合には、次に定めるところにより交付金の返還等の措置を講ずることとする。

ア 協定を廃止した場合の措置

市長は、交付対象者の申出により協定が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。ただし、当該廃止された協定の対象とする森林の全部又は一部につき、協定の廃止後速やかに新たな協定が締結された場合にあつては、その新たな対象森林に係る森林経営計画等の対象森林に対して交付した交付金については、返還を求めないものとする。

イ 協定を変更した場合の措置

市長は、積算基礎森林が減少し、協定が変更された場合にあつては、当該減少した積算基礎森林について交付した交付金を返還させるものとする。

ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

ウ 協定違反となる場合の措置

（ア）市長は、交付対象者が森林法第１６条の規定により対象森林に係る森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合にあつては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

（イ）市長は、交付対象者が４の対象行為の実施状況の報告について虚偽の報告をした場合又は積算基礎森林の減少に際し協定変更の申出を行わなかった場合にあつては、対象森林について交付した交付金を返還させるもの

とする。

エ 協定の期間終了後に森林経営計画等の取消し等があった場合の措置

市長は、協定の期間終了後に、協定に係る森林経営計画等の認定が取り消された場合、又は積算基礎森林が減少した場合（森林経営計画等の計画期間内に限る。）には、イ又はウの（ア）に準じて、交付した交付金を返還させるものとする。

（2）返還の免責事由

市長は、次に掲げる場合には、交付金の返還を免除することができる。

ア （1）のアにおいて、対象森林内のすべての積算基礎森林が転用されたことに伴い協定が廃止された場合であって、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

イ （1）のアにおいて、対象森林内のすべての積算基礎森林の森林所有者等が地方公共団体に変更されたことに伴い協定が廃止された場合

ウ （1）のアにおいて、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定が廃止された場合

エ （1）のイにおいて、対象森林の転用に伴い協定が変更された場合であって当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

オ （1）のウの（ア）において、公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったため、森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合

カ （1）のエにおいて、対象森林に係る森林経営計画等の取消し又は積算基礎森林の減少が、公用又は公共用を目的とした転用による場合

（3）市は、交付対象者が交付金を返還することが必要となる事態を防止するため、地域の森林整備の担い手への森林施業の受委託の推進等により、必要な施業の実施が確保されるように指導することとする。

（4）交付対象者が重病等により対象森林に係る対象行為又は施業の実施が困難となった場合には、交付対象者は、速やかに市町村に当該森林に係る対象行為又は施業の受委託等のあっせんを申し出ることとする。

（5）返還の手続

ア 市長は、（1）のアの協定を廃止した場合、（1）のイの協定を変更した場合、（1）のウの協定違反となる場合又は（1）のエの協定の期間終了後に森林経営計画等の取消し等があった場合には、交付対象者に速やかに通知し、市が交付した交付金の返還を求めることとする。

イ 市は、返還された交付額のうち道から交付された額を道に返還するものとする。

8 証拠書類の保管

(1) 市長は、次の証拠書類について交付金の交付を完了した日から起算して5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 北海道知事に対して行った交付金交付申請から実績報告に至るまでの関係書類

ウ 協定書

エ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた者は、会計経理を適正に行うとともに、次の経理書類を交付金の交付を受けた日から起算して5年間保管しなければならない。

ア 協定書

イ 交付金の受取を示す受領書

ウ 対象行為の実施に係る経費を示す領収書

エ 地域活動の実施状況を示す出役関係書類

オ その他金銭の出納を示す帳簿

9 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(2) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

第6 実施期間

実施期間は、平成19年度～平成24年度までの6年間とする。

第7 交付金の交付方法

第5の6の(1)により算出される交付額の範囲で、第5の5の対象行為の実績状況の確認後、適正に対象行為が実施されていると認められる場合には、交付対象者に交付金を交付する。

第8 交付金の交付実績の報告

市長は、毎年度、4月末日までに前年度の交付金の交付実績を北海道知事に別紙様式第3の森林整備地域活動支援交付金実績報告書により報告する。

(別紙様式1)

(共同して森林施業計画を作成し、代表者を置いて交付金に係る代表者の事務の(一部又は)全部を交付対象者以外の者に委託している場合の協定書)

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

(目的)

第1 この協定は、登別市長と第2に定める森林施業計画の作成者との合意の下、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、既存の作業道等の作業路網を改良して丈夫で簡易な作業道に転換するために必要な地域における活動の実施等に関する事項を定める。

(対象森林に係る森林施業計画)

第2 対象森林に係る森林施業計画は、 年 月 日付け 第 号で登別市長(北海道知事又は農林水産大臣)が認定した森林施業計画(認定番号)とする。

(協定の対象とする森林)

第3 協定の対象とする森林は、第2に定める森林施業計画の対象とする森林のうち、地域における活動の実施について市長と協定を締結した森林所有者等(以下「協定締結者」という。)が所有権その他の使用収益権を有する森林とする。

(交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況)

第4 交付金の積算基礎となる森林(以下「積算基礎森林」という。)の所在及び現況は、別紙1のとおりとする。

(交付金の交付の要件等)

第5 登別市長は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。このほか、交付金の交付及びその返還については、森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)第5及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用(平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知)第2に基づくものとする。

2 登別市長は、交付金を一括して第11に定める交付金事務取扱者に交付金を交付する。

3 協定締結者は、交付される交付金の配分方法をあらかじめ定めておくものとし、

交付金事務取扱者は、一括して受領した交付金をその配分方法に従って配分する。

4 交付金事務取扱者は、3の交付金配分結果を市長に報告するものとする。

(協定の期間)

第6 協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第7 協定締結者は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ登別市長に申し出なければならない。

2 この協定の廃止又は変更の申出は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。ただし、森林施業計画の変更を伴わない積算基礎森林の追加による協定の変更を除く。

3 登別市長は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ協定締結者に通知しなければならない。

(地域活動の実施状況を示す書類等の整備)

第8 協定締結者は、次のアからエまでに掲げる書類等を整備するものとする。

ア 対象行為の種類、実施日、実施者、対象箇所等が明記された作業日誌、出役簿等の書類

イ 対象行為の実施状況を撮影した写真

ウ 対象行為の委託等に係る契約書の写し

エ 対象行為に要した経費を証する書類

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力)

第9 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

(交付金代表者)

第10 協定締結者は、別紙2に記載された者を交付金代表者とし、第11に定める交付金事務取扱者の行う事務を監督させるものとする。

(交付金事務取扱者)

第11 交付金代表者は、委託契約に基づき、次に定める交付金に係る事務を交付金事務取扱者【法人名又は個人名】に行わせるものとする。

(1) 当該年度内に協定締結者が実施した第5に定める地域活動の実施状況の登別市長への報告の取りまとめ

(2) 協定締結者に交付される交付金の一括受領

(3) (2)の交付金の協定締結者への配分

(4) その他協定の運営に関し必要な事務

2 交付金事務取扱者は、交付金代表者の指示に従い、交付金に係る事務を行うものとする。

上記協定の締結に同意いたします。

年 月 日

森林施業計画作成者

代表者

住 所

氏 名

印

登別市長

氏 名

印

(別紙様式1の2)

(単独で森林施業計画を作成した場合の協定書)

〇〇地区森林整備地域活動実施協定

(目的)

第1 この協定は、登別市長と第2に定める森林施業計画の作成者との合意の下、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、既存の作業道等の作業路網を改良して丈夫で簡易な作業道に転換するために必要な地域における活動の実施等に関する事項を定める。

(対象森林に係る森林施業計画)

第2 対象森林に係る森林施業計画は、 年 月 日付け 第 号で登別市長（北海道知事又は農林水産大臣）が認定した森林施業計画（認定番号 ）とする。

(協定の対象とする森林)

第3 協定の対象とする森林は、第2に定める森林施業計画の対象とする森林とする。

(交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況)

第4 交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）の所在及び現況は、別紙1のとおりとする。

(交付金の交付の要件等)

第5 登別市長は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。このほか、交付金の交付及びその返還については、森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第5及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用（平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知）第2に基づくものとする。

(協定の期間)

第6 協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第7 協定締結者は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ登別市長に申し出なければならない。

2 登別市長は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ協定締結者に通知しなければならない。

(地域活動の実施状況を示す書類等の整備)

第8 協定締結者は、次のアからエまでに掲げる書類等を整備するものとする。

ア 対象行為の種類、実施日、実施者、対象箇所等が明記された作業日誌、出役簿等の書類

イ 対象行為の実施状況を撮影した写真

ウ 対象行為の委託等に係る契約書の写し

エ 対象行為に要した経費を証する書類

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力)

第9 この協定に基づく処分、手続その他の行為は、協定締結者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

上記協定の締結に同意いたします。

年 月 日

森林施業計画作成者 住 所
氏 名 印

登別市長 氏 名 印

別紙1 交付金額積算基礎となる森林の箇所別、所在、所有者名簿

9 齢級以下の人工林

番号	所在		森林所有者等	人工林 天然林の別	林 齢	面 積 (h a)	備 考
	字(大字)	地番					
小計(A)							

1 2 齢級以下の天然林

番号	所在		森林所有者等	人工林 天然林の別	林 齢	面 積 (h a)	施業の方法 (育単、育複)	備 考
	字(大字)	地番					育成単層林	
小計(B)								

積算基礎森林の 面積 (A+B)	
------------------------	--

協定期間内に積算基礎森林となると見込まれる森林

番号	所在		森林所有者等	人工林 天然林の別	林 齢	面 積 (h a)	施業の計画			備 考
	字(大字)	地番					施業種類	時期	面積	
1 9 年度に積算基礎森林となると見込まれる森林面積 (a)										
⋮										
2 3 年度に積算基礎森林となると見込まれる森林面積 (e)										

協定期間内に積算基礎森林 となると見込まれる森林 (a~eの合計)	
---	--

別紙2

代 表 者

役 職	住 所	氏 名	印
代表者			

(別紙様式2)

年 月 日

登別市長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況等報告書の提出について

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）の第5の4の規定に基づき、 年度の対象行為の実施状況について別紙のとおり報告します。

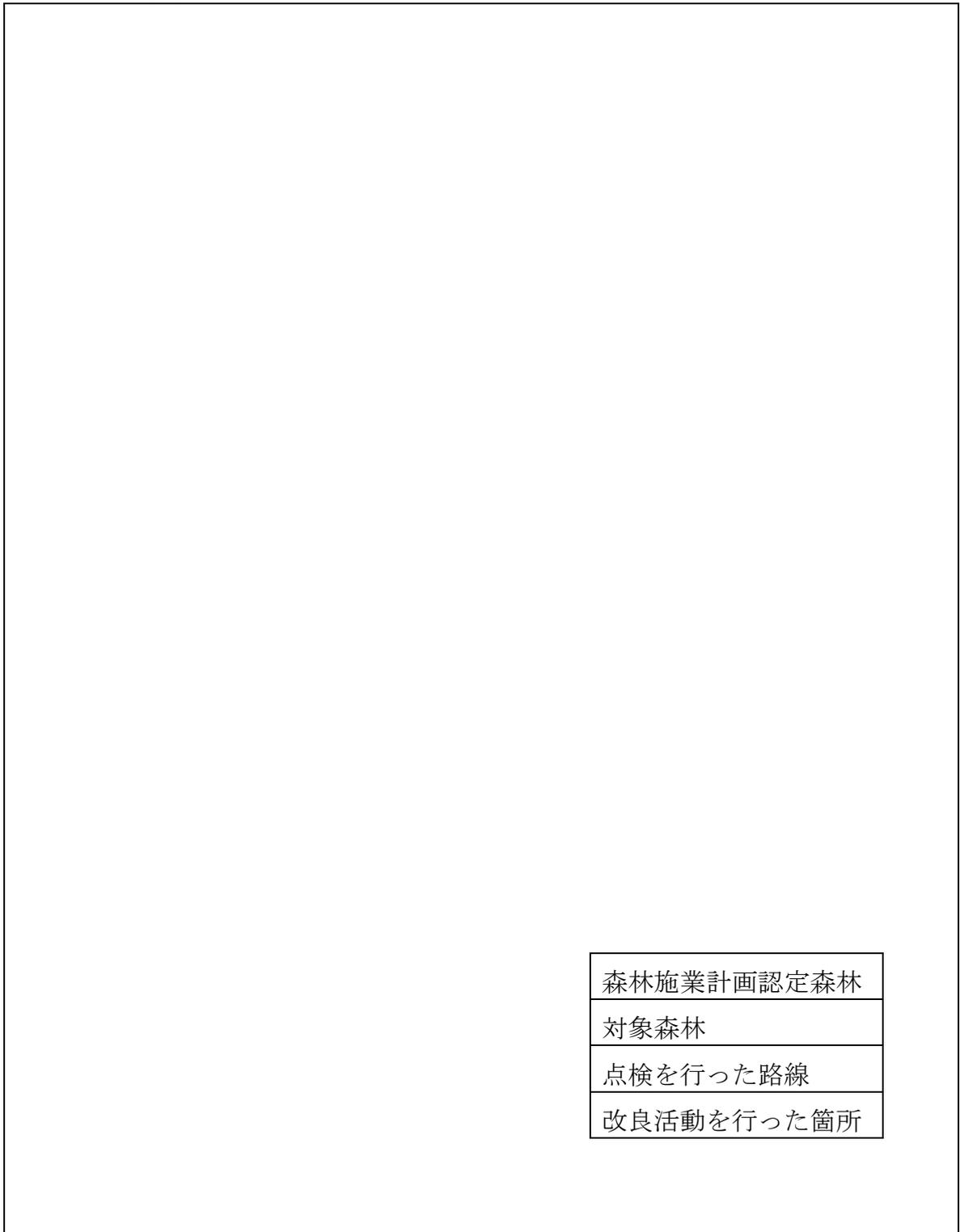
記

- 1 実施結果報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
①人件費		
②旅費		
③会議費		
④資材費		
⑤機械器具費		
⑥燃料費		
⑦通信運搬費		
⑧備品費		
⑨消耗品費		
⑩委託料		
⑪その他		
合 計		

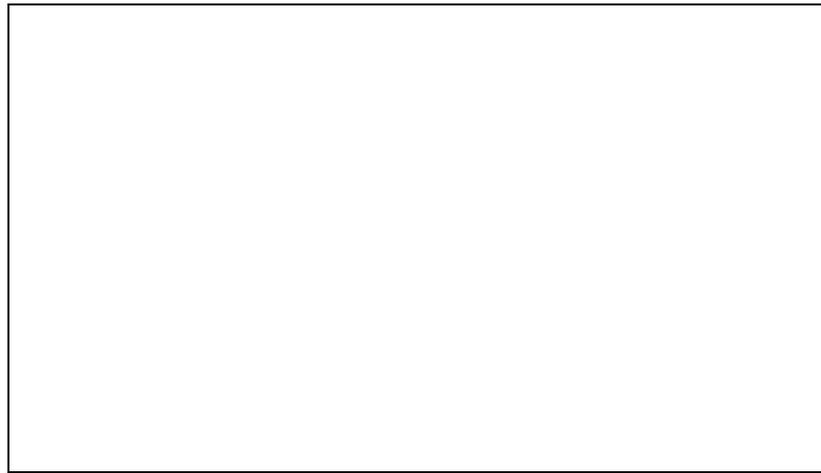
5 対象森林等位置図



森林施業計画認定森林
対象森林
点検を行った路線
改良活動を行った箇所

7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	



活動 番号	日付
活動内容	



活動 番号	日付
活動内容	



(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、円)

区 分		面 積	交 付 額
作業路網の改良 活動	人工林		
	天然林		
	計		

注 「作業路網の改良活動」の「人工林」又は「天然林」は、実施要領第5の6の(2)のア又はイに定める森林とする。

2. 協定締結状況

「作業路網の改良活動」に係る協定締結状況

(単位：h a、円)

協定締結数	協定参加森林施 業計画数	積算基礎森林面積	交 付 額

注 「積算基礎森林面積」欄には、報告年度の実績を記入する。

3. 確認実績

(1) 書類審査実績

「作業路網の改良活動」に係るもの

協定数	団地数	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- 注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
 2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事務費	負担区分			備考
						森林整備地域活動支援交付金推進事務費	都道府県費	市町村費	

- 注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。
 2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

5. 支出別内訳

(単位：円)

都道府県費	市町村費	計

- 注： 「都道府県費」欄には、国からの交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記2「交付額」欄に記載した金額と一致させる。